

日本大学法学部

学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）

（１）日本大学法学部は、日本大学教育憲章及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー：DP）に基づき、以下の方法により、学生の学修成果を厳正、公平かつ客観的に評価する。

①各科目ごとに、関連するDP、一般目標（GIO）及びGIOに到達するために必要な個別行動目標（SBOs）を設定し、シラバスに記載する。

②個々のSBOが、「教育憲章ルーブリック（法学部）」におけるどの評価項目に該当し、どのレベルの達成を必要とするものであるかをシラバスに記載する。

③到達度の評価には、試験（定期試験／授業内試験）、小テスト、レポート、討論・発表、演習、グループワークその他当該科目の学修成果の測定に適した方法を用いる。各々の評価基準、SBOとの関連、評価方法の比率は、シラバスに記載する。

（２）成績評価の意義及び当該科目を履修した学生の成績分布の基準は、以下のとおりとする。ただし、成績分布の基準は、共通科目「自主創造の基礎1」「自主創造の基礎2」、専門演習関連科目（Ⅶ群）、履修者数が20名に満たない科目及び学務委員会が適当と認めた科目には適用しない。

| 合否 | 評価 | 係数 | 点数 | 意義 | 成績分布の基準 |
|-----|----|----|---------|-----------------------|---------|
| 合格 | S | 4 | 100～90点 | 到達目標を超えて高度な能力を身につけている | 上位15%以内 |
| | A | 3 | 89～80点 | 十分な能力を修得して到達目標に達している | 上位40%以内 |
| | B | 2 | 79～70点 | 平均的な能力を修得して到達目標に達している | |
| | C | 1 | 69～60点 | 最低限の能力を修得して到達目標に達している | 20%以内 |
| 不合格 | D | 0 | 59点以下 | 到達目標に達していない | |
| | E | 0 | | 欠席多数、試験未受験等により評価できない | |